

建文帝の政策

阪倉篤秀

はじめに

明朝の太祖朱元璋（洪武帝）の没後、皇太孫朱允炆が即位し、第一代皇帝建文帝⁽¹⁾となつた。建文帝は、洪武帝の第四子すなわち叔父にあたる燕王朱棣（のちの第三代皇帝永楽帝）によって篡奪されるので、建文時代は一三九八年から一四〇二年にいたる四年を数えるのみである。そして明朝初期の政治体制を論じる際には、一般に「洪武・永楽時代」として取り扱い、その間に挟まれた建文時代は単なる過渡期として略述されるに止まるか、もしくは全く触れられない有様である⁽²⁾。

しかし建文時代にも削藩政策や官制改革が実施されており、それぞれ明朝初期の政治体制に何らかの役割を果たしたものと思われる。それにもかかわらずこの時代が、このように取り扱われるのは、永楽帝が建文帝の存在を認めず、建文年号を革除し⁽³⁾、建文時代の章奏を悉く破棄し⁽⁴⁾、その実録も纂修しなかつたうえ、その在位期間がわずかに四年であり、その政策はいずれも「靖難の役」によって瓦解し、永楽時代には洪武体制が復活したため⁽⁵⁾、明朝後代に与えた影響が少ないとされていることに原因があろう。事実建文帝に関する史料の多くは、燕王との抗争である「靖難の

役」⁽⁸⁾と、役後の建文帝の逃亡をめぐる「遜国伝説」⁽⁹⁾に關するものに止まり、そのため從来の論考もこの二点に限られている。⁽¹⁰⁾

しかし、建文時代の状況を比較的詳しく述べながら、從来はほとんど顧みられていない史料も残されており、その代表的なものとして明の遺民談遷が著わした『國權』をあげることができる。談遷は、字は孺木、浙江海寧の人で、明朝万暦二十二年（一五九四）に生まれ、清朝順治十五年（一六五八）に没した。一生官途に就くことなく、官僚の秘書をつとめながら、古今の書を涉獵した人物である。特に順治十年（一六五三）に朱之錫⁽¹¹⁾の秘書として生涯はじめ北京に至り、その地で多くの藏書家の援助を得、また明朝に仕えた人々から取材したことが、『國權』の崇禎、弘光二朝の部分を執筆するに際しておおいに有益であったと言われる⁽¹²⁾。『國權』は元朝文宗の天暦元年（一二三一八）九月より南明福王の弘光元年（一六四五）五月に及ぶ明朝一代の編年史であり、『明実錄』『明實訓』および諸書を考証・勘案し、天啓六年（一六二六）に草稿がひとまず完成し、のち引き続き増補された。しかし、これは火災のため亡失し、その後再び執筆して現在に伝わっているのは順治十年（一六五三）に完成したものである。『國權』は、「明実錄」の抜粋に近いものであるだけに、その史料的価値はあまり高くない。しかし、実録の欠けている崇禎、弘光二朝の部分は談遷が内廷の起居注その他の重要記録によって記述したもので、独特の史料価値を有する。」（藤井宏『アジア歴史辞典』、平凡社、一九六〇年）と言われる。しかし、本稿で対象とする建文朝も実録を欠いており、後代の官撰史料において正しく評価されていないと談遷も自序中で述べている。談遷は『國權』執筆の目的を明朝一代史の再評価に置いて、それまで永楽帝を正統とみなして故意に歪曲され、あるいは抹殺された建文時代の事象を補正したものと考えられる⁽¹³⁾。

本稿は、この『國權』を中心に、『明太祖実錄』『奉天靖難事蹟』（『明太宗実錄』卷一十九）『明史』などを使用し、從来ほとんど触れられなかつた建文帝によって施行された政策の目的に検討を加えようとするものである。それ

が洪武・永樂時代を理解する一助ともなれば望外の幸いである。

一 政権基盤の形成

建文帝は洪武帝の嫡子懿文太子の第二子であり、兄雄英は夭逝し⁽⁴⁾、父懿文太子も洪武二十五年四月に死亡した⁽⁴⁾ため皇太孫となり⁽⁴⁾、洪武帝を継いで皇帝に即位した⁽⁴⁾。時に数え年二十二才であった。彼の即位は祖訓に何ら反するものではないから、即位自体に関して問題はなかつたが⁽⁴⁾、即位時の建文帝はきわめて困難な状況に置かれていた。ひとまず洪武体制を概観することによって、その点を指摘したい。

洪武帝は元朝の順帝至正十二年（一三五二）濠梁に起兵して以来、韓林兒・郭子興の配下として勢力を伸長し、至正二十四年（一三六四）に吳王となつて自己の政権を確立し、一三六八年にいたつて明朝を創始した。明朝は全中国を統一した歴代王朝のうち、南方より興つた唯一の王朝である。それゆえ、洪武朝初期においては、その政権基盤を江南に置いたのは当然のことである。また建国期の通例であるが、建国の勲臣を政権の中枢に置いて、政権の確立を目指した。このようにして体制の基盤を固めた明朝は、領域の拡大とともに一地方に偏した建国期の支配体制より脱皮する必要に迫られた。そのため、洪武十三年の胡惟庸の獄を契機に、政権の中枢機関である中書省を廃止して六部を皇帝直属とし、また胡獄および藍玉の獄に多くの勲臣を連坐させることによつて、その地位を剝奪した⁽⁴⁾。以上のように建国の勲臣を政治の中枢部より排除して権力を皇帝に集中し、加えて政権基盤を江南に限らず全国的規模に拡大することによつて、皇帝独裁権のもとに強固な官僚機構による支配体制をつくりあげた。また軍事面においては、中書省の廃止と時を同じくして大都督府を五軍都督府に分割し⁽⁴⁾、さらにこれまで勲臣に掌握させていた軍の統帥権を洪武三年（一三七〇）より各地に分封されていた諸王に委譲していく⁽⁴⁾。ここに絶大な権力を有する洪武帝を中心

心に、各地に分封された諸王が藩屏として皇帝を擁護する体制が形成されたのである。

しかし、このような体制は、洪武帝が創建者として絶大な権力を握っていたからこそ確立し得たのである。それに較べて、建文帝は形式的には皇帝権を継承したもの、若年であり、国内各所に尊属にあたる諸王を控えていたため、その政権は確固たるものとは言えなかつた。そのため建文帝が自己の政権を確立するためには、洪武体制をそのまま踏襲するのではなく、新たに自己の政権基盤を確立することから始めなければならなかつた。

建文帝がまず着手したのは、政権を輔佐する人材の登用であつた。その登用された代表的人物は齊泰・黃子澄・方孝孺である。

齊泰⁽¹⁾は応天府溧水県の人で、洪武十八年（一三八五）進士となり⁽²⁾、礼・兵兩部の主事を歴任し、のち兵部郎中・兵部左侍郎となり、三十一年兵部尚書に任せられた⁽³⁾。『国朝獻徵錄』卷三十八・兵部尚書齊泰伝に、

（洪武）三十年兵部左侍郎、明年進本部尚書、上嘗召泰、問邊將姓名、泰歷數無遺、又問諸圖籍、泰出袖中手册進、簡要詳密、上大奇、

とあり、軍事関係に詳しい兵部の老練官僚であつた。そして、それがために『明史』卷百四十一・齊泰伝に、

皇太孫（のちの建文帝）素重泰、及卽位、命與黃子澄同參國政、

とあるように、建文帝即位と同時に黃子澄とともに重用されたのである。

黃子澄⁽⁴⁾は江西分宜県の人で、齊泰と同じく洪武十八年の進士である。翰林編修より修撰となり、のち春坊官を兼ねて東宮（のちの建文帝）に侍し、建文帝即位後に翰林学士となり政権に参与した。『国朝獻徵錄』卷七十・太常卿黃子澄伝に、

建文君爲太孫時、坐東角門、謂公（黃子澄）曰、諸王尊屬、擁重兵、奈何、對曰、諸王僅有護兵、纔足自守、萬一有變、以六師臨之、誰能支、漢七國非不強、卒底亡滅、小大強弱之勢不同、而順逆之理異也、太孫喜、每呼公黃先

生、太孫卽位、倚任公、謂曰、先生無忘東角門之言。公顧首應曰、不敢、遂出、與齊太（泰）議削奪諸王兵權、とあり、前漢の呉楚七国の例を挙げて諸王の兵權を削奪することを勧め、建文帝即位後は後に述べる削藩政策の実行を主導した中心人物であった。

方孝孺⁽²⁴⁾は浙江寧海県の人で、当時文人の最高峰と目され、洪武帝にもその才能を認められた。『革朝遺忠錄』方孝孺伝に、

（洪武）三十一年閏五月、太祖大漸、遺令必先召孝孺、建文帝立、馳驛召還、將用爲執政、乃止遷翰林博士、再遷侍講、直文淵閣、日侍左右、備顧問、德望素隆、一時倚重、

とあり、また『明書』卷百二・方孝孺伝に、

孝孺每曰、治先制作經制在周官、建文皇帝虛己以聽、德望既隆、一時倚重、上每讀書、有疑卽召講解、臨朝奏事、臣僚面議、可否必命孝孺就辰前批答、

とあるように、建文帝は洪武帝の遺命によつて方孝孺を登用した。

以上のように、建文帝は齊泰・黃子澄・方孝孺を自己の輔臣として、その政策決定に参画させたのである。それ故、この三者の意向が建文時代の政策に色濃く反映したのは言うまでもない。

次に政権の地盤について見よう。

建文帝は政権基盤を確立するため江南地方を確保しようとしたが、そこが首都圏であり経済的にも人材的にも豊かな地域であったことを考えれば至極当然のことと言える。

そこで建文帝は、『明史』卷四・恭閔帝本紀に、

（建文二年二月）甲子、均江・浙田賦、詔曰、國家有惟正之供、江浙獨重、而蘇松官田、悉準私稅、用憲一時、豈可爲定則、今悉與免、畝毋踰一斗、

とあるように、まず他の地方に比べて負担の重い江南地方の税を軽減した。そして続けて、蘇松人、仍得官戸部⁽⁶⁾、

とあり、洪武二十六年より戸部の官となることを禁じられていた蘇松人⁽⁶⁾に対しても、その禁を解いた。

このように建文帝は、洪武帝の方針に反しても江南地方への圧迫を除去し、江南地方の人心の収攬に努めたのである。

以上のように、建文帝は輔臣となるべき人材を登用するとともに、支配体制が全国的に均衡を保ち得なくなるのは覚悟のうえで、まず江南地方を政権基盤として確保しようとしたのである。

一 削藩政策の実施

建文帝は即位して二ヵ月後の洪武三十一年七月に、開封に封ぜられていた周王を廢して庶人としたのを皮切りに、「王を廢し国を除く」いわゆる削藩政策を遂行した。一般に、この削藩政策が建文政権の瓦解に大きなつながりをもつと言われている。オーストラリヤ国立大学極東史学部教授吳緝華氏も「論建文時宰輔及其対明代政局影響」⁽⁶⁾において次のような見解を示している。それによれば、建文帝側が諸王勢力の軍事力を過小評価して戦術を誤り、そのうえ削藩自体が太祖洪武帝の祖訓に反していたため、本来ならば反逆者というべき燕王に祖訓遵守という挙兵の大義名分を与える結果になつたからであるという⁽⁶⁾。しかしここでは、戦術論や祖訓問題には触れず、建文帝が何故に即位と同時に早急に削藩を行なつたかを検討したい。

前章において述べたように、建文政権は確固たるものとは言えなかつたが、その一因であつた諸王との関係を、諸王府体制の変遷とともに次に見よう。建文帝と諸王とは君臣関係より見れば、独裁権を有する皇帝とその藩屏たるこ

とを義務づけられている諸王との関係であり、皇帝である建文帝が上位に立っている。しかし血縁関係より見れば、当時まだ世代替わりをしていない諸王に対しては、甥と叔父との関係であり、諸王が尊属となり上位に立つことになる。このように両者の関係は、当初から複雑な要素を含んでいたといえる。これに加えて、洪武朝末期より諸王の中には単なる藩屏にとどまらず、勢力を増強して独立的様相を呈するものが現われていた。ここで洪武時代の諸王府について概観してみよう。

洪武帝は領土が拡大すると、洪武三年に上諭し⁶⁶、国家の藩屏たらしめるために諸子を分封して諸王としたのである。しかし、『明史』卷百二十・諸王府贊に、

有明諸藩、分封而不錫土、列爵而不臨民、食祿而不治事、

とあり、諸王はその封地を所有するのではなく、また政治に関与するのでもなかつた⁶⁷。あくまでも国家の藩屏であるに止まり、独立することは禁止されていた。

洪武帝はそののち洪武五年に王府護衛を設け、洪武九年以來一部諸王に練兵を行なわせ、また洪武十年には護衛を増強した。そして洪武十一年以来、それまでの名目的分封ではなく、実際に封地に赴かせて「就藩」させた。このようにして、従来多くは建国の勲臣からなる高級武臣に委任していた統帥権を諸王に与え、各地における軍事行動を統率させた⁶⁸。主だった諸王の練兵・就藩・軍事活動を次の「表」に示そう。

このように、諸王のなかには軍事上重要な位置を占め、ひいては強大な勢力を有するものが出現するにいたつた。先にあげた『国朝獻徵錄』黃子澄伝にみられるように建文帝は皇太孫時代に「諸王は尊属にして、重兵を擁す。」と述べており、また洪武帝の遺詔⁶⁹に「王国所在の文武吏士は、朝廷の節制を聴き、惟だ護衛官軍のみ王（の節制）を聽け⁷⁰。」とあるのを見れば、なお一層明らかである。

このような情勢にあっても洪武帝の生存中は、諸王はその絶対権のもとに一応は統轄され、国防などにおいて少な

〔注〕史料は『実錄』『明史』を使用したが、建文時代の動向に関しては、『國榷』を使用した。また第一十子韓王

以上は忘却していいので、各題に付

からぬ機能を発揮していた。しかし洪武帝が死没して建文帝が即位すると、その強大な勢力は逆に皇帝権を狙う存在となり、建文帝にとつては対抗勢力として警戒心を抱かざるを得ない存在となるのは当然である。そこで建文帝が政権を確立するためには、その抛つてたつ基盤を形成すると同時に、強大な勢力を有する諸王に何らかの対策を講じなければならなかつた。

ここに、このような関係を端的に示す一つの重大事件が発生した。すなわち、洪武帝死亡時の遺詔中に「諸王は國中に臨き、京に至るを得る毋れ⁽⁴⁾。」とあつたので、建文帝は同月辛卯の日に即位し、洪武帝を孝陵に葬るに際して、諸王の会葬を禁じた。しかし燕王はその時すでに京師（應天府）に向かい、淮安に達していた⁽⁵⁾。これに対して、建文帝は命じて引き還らせたのである⁽⁶⁾。そこで、遺詔として諸王の会葬を禁じた建文帝と、遺詔そのものを捏造とする⁽⁷⁾燕王との間に明確な対立関係が生じた。そのうえ、建文帝は自己の政権を確立するにつけて、有力諸王の存在が障害となることを更めて認識させられ、諸王に対する警戒心を一層増大させた。これが削藩政策決行の意志を固める直接の原因になつたと考えられる。

削藩政策の実施にあたつて、『国榷』卷十一・洪武三十一年七月乙酉の条に、周王を廢したこと述べたあとに次のようないい記事がある⁽⁸⁾。

時、齊泰・黃子澄謀削藩、泰欲先燕、子澄曰、不然、燕猝難圖也、先取周、剪其翼、

すなわち、削藩の最大の目標となつたのは、洪武帝の第二子秦王と第三子晋王の没後、諸王のなかの最年長で北平という要地において勢力を有している燕王であった。しかし、黄子澄は燕王に對しての直接行動はとらず、まずその周辺を切り崩して燕王を孤立させる方法を進言したのである⁽⁹⁾。そして周王を廢してよりのち、同年十一月に代王を蜀王のもとへ送り⁽¹⁰⁾、齊王を京師に軟禁し⁽¹¹⁾、建文元年正月に代王を⁽¹²⁾、同年五月に齊王を廢した⁽¹³⁾。また建文元年四月には、湘王が自殺したのを契機として湘王府を削除し⁽¹⁴⁾、建文元年六月に岷王を廢した⁽¹⁵⁾が、同年七月にいたつて燕

王が兵を挙げ、ここに「靖難の役」が勃発したのである⁽⁶⁾。

以上見たように、削藩が燕王に及ばぬうちに、燕王は機先を制して起兵したのであるが、ここで先の「表」によつて削藩の対象となつた諸王を見ると、周王は洪武帝の第五子、齊王は第七子であり、ともに洪武三年の第一次の分封において封建され、洪武九年の練兵にも参加し、軍を率いて出征することも多かつた。また湘王・代王・岷王は諸王の中での序列は高くはないが、それぞれ国防面で活躍していた。加えて、これらの諸王は建文帝にとつて尊属にあたる人物であった。すなわち削藩の対象となつたのは、尊属であり、軍事上重要な位置を占め強大な勢力をもち、皇帝権をも狙いかねない危険な存在とみなし得る諸王に限られている。そして、建文元年二月には弟の允熥を吳王に、允熿を衡王に、允熾を徐王に分封しており⁽⁶⁾、また建文二年正月に楚王が死亡した時には、その世子孟焼を楚王に封じている⁽⁶⁾。これらを考えあわせれば、建文帝の削藩政策は、諸王府体制そのものを否定したものではなく、あくまでも皇帝権を維持する、ひいては自己の政権を確立することを目的としたものであると言える。しかも永樂帝以下後代の皇帝による諸王府軍事力の削減や諸王入朝の禁止などの諸王府対策⁽⁶⁾を見れば、建文帝による削藩にいたる種々の方策はその先駆をなしていると言えよう。

三 官制改革の意味

一般に、建文時代の官制改革は復古主義に基づいたものとされる⁽⁶⁾が、ただ単に新政権として人心一新を図り、大義名分を立てるために復古的な官制を採用しただけのものではない。

確かに、建文時代の官制改革を『明史』職官志によつて見ると、大理寺を大理司に、通政司を通政寺に、提刑按察使司を肅政按察使司に、五城兵馬指揮司を兵馬司に改めるなど官庁名を変更したものや、太常寺・鴻臚寺・行太僕寺

・光祿寺の少卿・寺丞を左右二人制にするなど人員の増減にすぎないものが多い。これらを見ると方孝孺が主導した復古的傾向が多分に現われていることは認めなければならない。しかしだ単にそれだけのものではなく、そこに当時の社会状況に対応する独特の意味があるようと思われる。次にその主要なものについて見よう。

(1) 六部尚書

『國權』卷十一・建文元年四月乙巳の条に、

更定官制、進六部尚書秩正一品、

とあり⁶⁴、六部尚書を從来の正二品から正一品に陞格した。この理由として吳縝華氏は次のように述べている。洪武十三年の中書省の廢止とともに、正一品であった左右丞相が廢止され、以後六部尚書が正一品官として行政機構の最高責任者となつたが、五軍都督府の都督は正一品官であった。そこで行政面と軍事面との間に生じる不均衡を是正しようとしたのであり、ひいては輔臣に登用した兵部尚書齊泰の権力を増すためであった⁶⁵。しかしこれは、後代を通じて六部尚書が再び正一品官に降格されていることからすれば、建文時代になぜ正一品に陞格したのかを明快に説明するものとはいえない。この正一品への陞格は、軍事面との均衡や齊泰個人の問題に基因するものではなく、行政機構自体のなかにその原因があると見るべきであろう。

すなわち『國權』卷十一・建文元年三月辛未の条に、

進各布政使秩正二品、

とあり⁶⁶、後述するように六部尚書陞格の一ヶ月前に布政使を正一品に陞格している。しかしこのままでは行政系統において上位にあるべき六部尚書が布政使と同列に並ぶことになる。そこで、六部尚書を布政使の上位に置くため、六部尚書を正一品に陞格したと考えられる。

(2) 都察院

建文帝の政策

『國權』卷十一・建文元年四月乙巳の条に、

都察院設都御史・副・僉都御史各一、罷左右都御史、增左右補闕・左右拾遺各一、
とあり⁶⁴、また『國權』卷十一・建文二年二月甲子の条に、

改都察院曰御史府、置察院一、省監察御史、定二十八人、

とある⁶⁵。これは『明史』職官志⁶⁶によれば、

建文元年、改都御史一人、革僉都御史、二年、改爲御史府、設御史大夫、改十二道爲左右兩院、止設御史二十八人、

となつてゐる。すなわち、都察院を御史府と改称し、察院（左右兩院）を設置してゐるのは、先に述べた復古的傾向を反映したものであるが、しかしそれだけのものではなく、御史大夫を設置したり監察御史の十二道制⁶⁷を廃止している。洪武朝初期に太祖が江南地方に地盤を置いて政権を確立しようとしていた当時の体制を採用したものも含んでゐる。ただし、監察御史が洪武時代に一道につき三人ないし五人置かれたのと較べて、合計二十八人に減少しているが、それを監察制度が軽視されたと見るのは早計である。すなわち、『國權』卷十一・建文二年三月辛巳の条に、

改詹事府爲御史府、便朝謁、

とあり⁶⁸、外城の北西外に大理寺・刑部とともにあつた御史府を、朝謁に便利なように詹事府の建物に移してゐるのを見れば、むしろ監察体制を一層重視したことがうかがえる。

(v) 布政使司

布政使司に対してはたびたび改変が加えられているが、そのなかには洪武三十一年に左右布政使を布政使一人にし、七ヶ月後に再び左右布政使に戻すなど一貫性がないものもある。しかし、この布政使に関しては注目すべき要素も少なくない。

『国権』卷十一・洪武三十一年十一月庚辰の条に、

工部右侍郎張昺署北平布政司事、時諸藩不靖、議簡守臣有威望者、以昺往、

同卷十一・建文元年七月壬辰の条に、

置平燕布政司于真定、刑部尚書暴昭署司事、

とある⁽⁴⁾。史料では燕王府に關するものしかないが、これは當時燕王の動向が最も重視すべきものであつたためであり、全国的にこれと似通つた処置が採られたと考えられる。ここに見られるように、布政使司を単なる地方行政組織に止めず、当時の国政上の重要案件であつた諸王府に対する監視をその職務に加えている。そのため布政使を重視して、建文元年三月辛未に正二品に陞格したのである。このことが六部尚書の正一品への陞格の要因となつたことは、先に述べた通りである。

(5) 採訪使

『国権』卷十一・建文元年二月己巳の条に、

戶部右侍郎夏原吉・給事中徐思敬等二十四人、充採訪使、巡行天下、問民瘼、課吏治、皆得便宜行之、

とあり⁽⁶⁾、新たに採訪使が訪けられた。この採訪使は、民政を監視することだけを職務としたようを受け取られるが、『皇明紀要』卷三・建文元年三月丁巳の条に、

命都御史暴昭等二十四人充訪採使^(ママ)、巡行天下、問民閒疾苦、賞廉平吏、黜貪墨不職者、得便宜行事、暴昭採訪北平、且得燕藩情事、密封以聞、力請爲之備、

とあり、諸王府の内情を偵察することをもその職務としていた。

以上、官制改革の主要部分に検討を加えたが、監察御史の十二道制を廃止したのは、建文帝があくまでも江南地方に重点を置き、政権の原点からの出発を意図したことを見するものであり、布政使の職務の拡大ならびに正二品への陞

格、採訪使の新設は、削藩政策の実施という当時の新たな社会状況に対応したものである。これらのことからすれば、建文時代の官制改革は、もとより洪武時代の遺制を刷新したものではあるが、洪武十三年の官制改革のように建国期から守成期に移行するため、すなわち政権が確立したことによって行なわれた改革とは本質的に異なり、また単に洪武朝初期の体制を復活させたのでもなく、あくまでも自己の政権を確立するために行なわれた改革であると言えよう。

結　　び

建文帝の政権は即位当初、確固たるものとは言えなかつた。すなわち、建文帝は成年に達してはいたもののまだ若く、また国内においては洪武帝によつて分封されていた諸王が軍事上重要な位置を占め強大な勢力を保持していたからである。これらの諸王は、洪武帝の生存中は国家の藩屏としての役割を果たしてはいたが、建文帝にとつては自己の皇帝権を狙い得るきわめて警戒すべき存在であつた。このため建文帝は、洪武帝であつたからこそ機能しえた洪武朝末期の体制をそのまま継承するのではなく、まず自己の政権基盤を確立することに意を注いだ。

建文帝は新たに政権基盤を形成するに際して、人材面では兵部の老練官僚である斎泰、東宮時代からの臣黃子澄、当時の文人の最高峰方孝孺を登用して国政に参画させた。この三人の意向が建文帝の政策に大きな影響を与えたのは言うまでもない。そして政権の地盤としてまず江南地方を確保しようとした。これは洪武朝末期の全国的に均衡を保つた支配体制と比較すれば、一地方に偏する恐れがあるものの、政権確立のためには止むを得ない措置であつたと言える。

また建文帝は、対抗勢力となるべき諸王に対しての方策を講じた。洪武帝が死亡した時に、燕王が来京する事件が起つたが、このことによつて建文帝は諸王府に手を加える決意を固め、削藩政策を実施した。しかし、この削藩政

策は、諸王分封体制自体を否定したものではなく、あくまでも自己の政権を確立するために脅威となる諸王に対してのみ断行されたものであった。

建文時代の官制改革は、方孝孺によつて主導された復古的側面を持つてはいるが、それだけではなく、当時の新たな社会状況に対応するために実施された改革をも含んでいる。すなわち、監察御史にみられる十二道制の廃止のように、政権確立の一助とするための改革や、布政使を重視したり新たに採訪使を設置したように、諸王への監視を強化するための改革などである。

一般に、建文帝の政策については重要視されず、もしくはその政権の崩壊を早めたにすぎないと言われるが、その政策はことごとく政権の確立を志向したものであり、即位時の状況を見れば当然採られるべき方策であったと言えよう。ただ、建文政権はその政権の確立さえも果たし得ぬうちに崩壊したのである。

本稿では斎泰・黃子澄・方孝孺以外の官僚の動向や、諸王府における経済問題などに触れることができなかつた。これらについては後日を期したい。

(1) 建文帝はまた讓皇帝・惠宗・恭閔惠皇帝とも呼ばれる。讓皇帝・惠宗は崇禎十七年（一六四四）に南明の福王によって加えられた諡号ならばに廟号であり、恭閔惠皇帝は清朝乾隆元年（一七三〇）に乾隆帝によつて加えられた諡号である。呉繼華

「明代建文帝在伝統皇位上の問題」『大陸雑誌』第十九巻第一期、一九五九年。（『明代制度史論叢』上冊、所収）、参照。

(2) 宮崎市定「洪武から永楽へ—初期明朝政権の性格—」『東洋史研究』第二十七巻第四号、一九六九年。萩原淳平「明朝の政治体制」『京都大学文学部研究紀要』第十一、一九六七年など。

(3) 『明太宗實錄』卷十・洪武三十年七月壬午朔の条。

詔曰、……於六月十七日、即皇帝位、所有合行庶政、竝宜兼學、一今年仍以洪武三十年爲紀、其改明年爲永樂元年、一

建文以來、祖宗成法有更改者、仍復舊制、刑名一依大明律科斷、

また建文年号の革除に関しては、顧炎武撰『亭林文集』卷一「革除辨」ならばに吳、前掲論文に詳論されている。

(4) 『明太宗実錄』卷十一・洪武三十五年八月丙寅の条。

上於宮中、得建文時群臣所上封事千餘通、披覽一二、有干犯者、命翰林院侍讀解縉等偏閱、關係軍馬錢糧數目則留、餘有干犯者、悉焚之。

前注(3)参照。

(5) 『奉天靖難事蹟』(『明太宗実錄』卷一)卷九。谷応泰撰『明史紀事本末』卷十五「削奪諸藩」、卷十六「燕王起兵」など。

谷応泰撰『明史紀事本末』卷十七「建文遜國」。大獄山人撰『建文皇帝事蹟備遺錄』。沈德符撰『万曆野獲編』卷一列朝「建文君出亡」。鄭曉撰『今言』卷一、第百六十六。王世貞『弇山堂別集』卷二十一、史乘考誤「など」。

(6) 『靖難の役』に関するては、吳晗「明代靖難之役与国都北遷」(『清華學報』第十卷第四期、一九三五年。王崇武「明代官書所記之靖難事變」、同「史事考証」(ともに、国立中央研究院歴史語言研究所專刊二十五『明靖難史事考証稿』、国立中央研究院歴史語言研究所、一九四八年、所収)など。「遜國伝説」に関するては、孟森「建文遜國事考」(『北京圖書館館刊』第五卷第六期、一九三一年(『明清史論著集刊』所収)。王崇武「明憲皇帝事之伝説」(『東方雜誌』第四十二卷第十五期、一九四七年(前

掲、『明靖難史事考証稿』所収)など。

(7) 朱之錫は、字は夢九で義烏の人である。順治三年(一六四六)に進士となり、吏部侍郎などを歴任したのち兵部尚書となつた。特に河道總督として黄河の治水に功績があつた。清史稿卷二百八十五・列伝六十六。

(8) 談遷には、「國榷」のほかに『棗林集』『棗林雜俎』『棗林外索』『西遊錄』『海昌外志』などの著書がある。

(9) 本稿においては「國榷」の性格を明らかにするために、『國榷』より引用した史料に関連する『明太宗実錄』、『奉天靖難事蹟』の記載を注に明示した。

(10) 朱之錫は、字は夢九で義烏の人である。順治三年(一六四六)に進士となり、吏部侍郎などを歴任したのち兵部尚書となつた。特に河道總督として黄河の治水に功績があつた。清史稿卷二百八十五・列伝六十六。

(11) 本稿においては『國榷』の性格を明らかにするために、『國榷』より引用した史料に関連する『明太宗実錄』、『奉天靖難事蹟』の記載を注に明示した。

(12) 朱之錫は、字は夢九で義烏の人である。順治三年(一六四六)に進士となり、吏部侍郎などを歴任したのち兵部尚書となつた。特に河道總督として黄河の治水に功績があつた。清史稿卷二百八十五・列伝六十六。

(13) 朱之錫は、字は夢九で義烏の人である。順治三年(一六四六)に進士となり、吏部侍郎などを歴任したのち兵部尚書となつた。特に河道總督として黄河の治水に功績があつた。清史稿卷二百八十五・列伝六十六。

(14) 朱之錫は、字は夢九で義烏の人である。順治三年(一六四六)に進士となり、吏部侍郎などを歴任したのち兵部尚書となつた。特に河道總督として黄河の治水に功績があつた。清史稿卷二百八十五・列伝六十六。

(15) 朱之錫は、字は夢九で義烏の人である。順治三年(一六四六)に進士となり、吏部侍郎などを歴任したのち兵部尚書となつた。特に河道總督として黄河の治水に功績があつた。清史稿卷二百八十五・列伝六十六。

(16) 朱之錫は、字は夢九で義烏の人である。順治三年(一六四六)に進士となり、吏部侍郎などを歴任したのち兵部尚書となつた。特に河道總督として黄河の治水に功績があつた。清史稿卷二百八十五・列伝六十六。

(17) 朱之錫は、字は夢九で義烏の人である。順治三年(一六四六)に進士となり、吏部侍郎などを歴任したのち兵部尚書となつた。特に河道總督として黄河の治水に功績があつた。清史稿卷二百八十五・列伝六十六。

(18) 朱之錫は、字は夢九で義烏の人である。順治三年(一六四六)に進士となり、吏部侍郎などを歴任したのち兵部尚書となつた。特に河道總督として黄河の治水に功績があつた。清史稿卷二百八十五・列伝六十六。

(19) 朱之錫は、字は夢九で義烏の人である。順治三年(一六四六)に進士となり、吏部侍郎などを歴任したのち兵部尚書となつた。特に河道總督として黄河の治水に功績があつた。清史稿卷二百八十五・列伝六十六。

(20) 朱之錫は、字は夢九で義烏の人である。順治三年(一六四六)に進士となり、吏部侍郎などを歴任したのち兵部尚書となつた。特に河道總督として黄河の治水に功績があつた。清史稿卷二百八十五・列伝六十六。

允炆は建文帝を「第三孫」とするには明らかに誤りである。なお『明史』は中央研究院歴史語言研究所本を使用した。

(15) 『國權』卷十一・洪武三十一年閏五月乙酉の条。

太祖高皇帝遺詔皇太孫嗣皇帝位。

同辛卯の条。

皇太孫即皇帝位、

なお、当然のことではあるが、宣德時代に永樂帝を正統とみなして作成された『奉天靖難事蹟』には建文帝即位の記事はない。

(16) 王崇武「皇明祖訓与成祖繼統」『東方雜誌』第四十三卷第七期、一九四七年（前掲、『明靖難史事考証稿』、所収）。

(17) 吳晗『朱元璋伝』三聯書店、一九四九年。拙稿「明初中書省の変遷」『東洋史研究』第三十六卷第一号、一九七七年。

(18) 『明太祖實錄』卷一百二十九・洪武十三年正月癸卯の条。

罷中書省、陞六部、改大都督府爲五軍都督府、

(19) 吳綱華「論明代封藩與軍事職權之轉移」『大陸雜誌』第三十四卷第七、八期、一九六七年（『明代制度史論叢』上冊、所収）。

(20) 『明史』卷百四十一・列伝二十九。

(21) 『國朝獻徵錄』『革朝遺忠錄』の齊泰伝では洪武二十一年進士となっているが、『明清歷科進士題名碑錄』（華文書局印行）によれば洪武十八年進士となっているので、これに従つた。

(22) 齊泰が兵部尚書になつた時期は史料によって異同がある。『明史』七卿年表、『國朝獻徵錄』、『革朝遺忠錄』は建文帝即位前とするが、『明史』恭闈帝本紀、『明史』齊泰伝、『國權』は建文帝即位後とする。

(23) 『明史』卷百四十一・列伝二十九。

(24) 『明史』卷百四十一・列伝二十九。『國朝獻徵錄』卷二十。

(25) 『國權』によれば、洪武三十一年十二月庚辰（建文帝即位後六ヶ月目）である。

(26) 『万曆會典』卷五・吏部・選官。

凡戶部官、洪武二十六年奏准、不得用浙江・江西・蘇松人

(27) 『國權』卷十一・洪武三十一年七月乙酉の条。

廢周王爲庶人、徙蒙化、置世子臨安、

『奉天靖難事蹟』卷一・洪武三十一年閏五月乙酉の条。

太祖崩、是夜即斂、七日而葬、皇太孫遂矯詔嗣位……未幾、果有言周王不法者、遂遣曹国公李景隆率兵至河南、圍王城、執王府官屬、驅迫王及世子、闢官皆至京師、削王爵爲庶人、遷之雲南、……未幾、代王桂・湘王柏・齊王博・珉王樞降爲庶人、流漳州、

『奉天靖難事蹟』は、右に見たように太祖の死亡した記事に続けて、諸王割藩を列挙しているに過ぎない。また、「靖難」と呼ばれることからすれば当然のことではあるが、燕王が挙兵する（建文）元年七月癸酉から、実録本来の記述法である一日ごとの記録を記載しており、それ以前の洪武三十一年閏五月乙酉より挙兵の日までは、月単位でまとめるか、もしくは月日を全く無視していることさえある。

『史学月刊』第一期、一九六九年（明代制度史論叢）上冊、所収。

(29) 王崇武氏は前掲「皇明祖訓与明成祖繼統」において、燕王側にも祖訓に反する点が多くあることを指摘している。

(30) 『明太祖實錄』卷五十一・洪武三年四月辛酉の条。

以封建諸王告太廟……上諭廷臣曰……然天下之大、必建藩屏、上衛國家、下安生民……朕非私其親、乃遵古先哲王之制、爲久安長治之計。

(31) 布目潮漸「明朝の諸王政策とその影響」『史学雑誌』第五十五編第三、四、五号、一九四四年（布目「隋唐史研究」、東洋史研究会、一九六八年、所収）。

(32) 布目、前掲論文ならびに吳、前掲「論明代封藩与軍事職權之轉移」。

(33) 『國榷』卷十・洪武三十一年閏五月乙酉の条。

上崩于西宮……遺詔曰……諸王臨國中、毋得至京、王國所在文武吏士、聽朝廷節制、惟護衛官軍聽王、
ただし、「奉天靖難事蹟」の遺命にこの記事はない。

(34) 布目氏は前掲論文において、『明史』兵志などで「護衛は五軍都督府に属す」と記されているのに疑問を呈し、護衛は明らかに都指揮使司下の衛とは区別され、王がそれに対して相当の権力を有していたのではないかとしているが、ここに見る史料はその点を裏づけるものである。

前注(33)参照。

(35) ここで問題となるのは、燕王が北平（のちの北京）を出発した日時である。『國榷』卷十一・建文元年三月辛卯の条に、

燕王還國、遣校尉徐安護行、

とあり、同、建文元年六月庚子朔の条に、

且詔讓燕王、稱疾佯狂、量朴爾日、盛暑擁爐猶稱寒、

とあるように、二月に來京していた燕王が、三月二十日頃（『國榷』卷十一においては、各月の朔日を欠いていることが多い）、また明記されていても誤っていることが多い。建文元年三月の朔日は明記されていないが、『三正統覽』によれば、朔日は壬申となる。）に應天府を出発し、六月には北平に帰着している。これからすれば、ほぼ七十日から八十日で、應天府から北平に至つてになる。（ただし、この建文元年における燕王の來京は、『奉天靖難事蹟』には全く述べられていない）。ただ、太祖死亡時においては、燕王にも期する所があり旅程を早めたであろうし、またこの時は北平から淮安までと距離も短くなっていることからすれば、七十日も要することはなかつたと考えられる。『奉天靖難事蹟』卷一・洪武三十一年閏五月の条に、

太祖不豫、遣中官召上（燕王）・已至淮安、太孫（建文帝）與齊泰等謀詐、令人齋敷符、令上歸國、

とあるのによれば、燕王の出発は洪武帝が不予となつた洪武三十一年五月甲寅（八日）となり、淮安まで約四十日であるから、妥当な日数である。以上の点から、燕王は洪武帝が不予となつたことを知つて出発したと推定しうる。

『國榷』卷十一・洪武三十一年閏五月辛卯の条。

葬太祖高皇帝于孝陵、止諸王會葬、哭臨本國……燕王入臨、將至淮安、兵部左侍郎齊泰言于上、急敕還、

前注³⁴、『奉天靖難事蹟』卷一・洪武三十一年閏五月の条、参照。

『奉天靖難事蹟』卷一・洪武三十一年閏五月乙酉の条に、より詳しい問答が記載されている。

『國榷』卷十一・建文元年二月乙丑の条に、

(40) (39) (38) (37)
燕王棣來朝、絕馳道、登陸不持、監察御史曾鳳韶侍班、奏曰、諸王來朝、殿上宜主臣禮、宮中宜家人禮、今燕王大不敬、當問、上（建文帝）不報、

とあり、同己巳の条に、

戶部左侍郎卓敬上言、燕王暗處絕人、酷似先帝、北平強幹之地、金元所由興也、宜及今徙封南昌、羽翼既剪、變無從生、萬一有之、亦易控制……上曰、燕王至親、何及此、對曰、楊廣隋文、非父子耶、帝王之孝、在保安社稷、小節非所論也、上默然、良久曰、卿休矣、朕方思之、事竟廢、

とあるように、建文帝は燕王に対しても直接行動をとることは極力避けている。なお、これらの記事は『奉天靖難事蹟』には記載されていない。

(41) 『國權』卷十一・洪武三十一年十一月戊寅の条。

代王桂如蜀、代王貪虐、而與蜀王同母、方孝孺請德之、使法蜀王之賢、

なお、『明史』方孝孺伝に、

蜀獻王聞其（方孝孺）賢、聘爲世子師、每見、陳說道徳、王尊以殊禮、名其讀書之廬曰正學、
とあるように、蜀王は方孝孺と旧知の間柄であった。（注(41)より(46)までの削藩に關しては、注(2)に掲げた『奉天靖難事蹟』を参照。）

(42) 『國權』卷十一・洪武三十一年十一月戊寅の条。

齊府中人曾名深告變、徵齊王摶入京、留之、

(43) 『國權』卷十一・建文元年正月丁酉の条。

廢代王桂爲庶人、幽于大同、

(44) 『國權』卷十一・建文元年五月癸酉の条。

廢齊王摶爲庶人、留京師、

(45) 『國權』卷十一・建文元年四月丁卯の条。

湘王柏有罪自焚、國除……先奉命數從楚王將兵有功、坐偽造寶鈔、處殺人、上（建文帝）降敕切責、召之、王怒、焚其宮

(46) 『國權』卷十一・建文元年六月庚子朔の条。

廢岷王楩爲庶人、錮于雲南、

(47) 『國權』卷十一・建文元年七月壬申の条。

燕王殺左布政使張昺、都指揮使謝貴、燕府長史葛誠、伴讀宣城余達辰死之、
（『奉天靖難事蹟』卷二・元年七月癸酉の条に詳しい。）

(48) 『國權』卷十一・建文元年一月庚戌の条。

立妃馬氏爲皇后、封弟允熥吳王、允熿衡王、允燦徐王、

(『奉天靖難事蹟』には、この記事は記載されていない。)

(49) 『國榷』卷十一・建文二年正月戊辰の条。

楚王楨薨、謚曰昭、世子孟焼嗣、

なお、『明史』列伝四・諸王一および表一・諸王世表二においては、楚王楨の死亡は永樂二十二年となっている。

(『奉天靖難事蹟』には、この記事は記載されていない。)

(50) 詳しくは、布目、前掲論文ならびに吳繼華「明代皇室中的治和与対立」『歴史語言研究所集刊』第三十二本、一九一七年、

参照。

王、前掲「皇明祖訓与成祖繼統」。孟森「明代史」(修訂本)華世出版社、一九七五年。

(51) 『奉天靖難事蹟』には、この記事は記載されていない。

(52) 『奉天靖難事蹟』には、これらの記事は記載されていない。

(53) 『奉天靖難事蹟』には、これらの記事は記載されていない。

(54) 『奉天靖難事蹟』には、これらの記事は記載されていない。

(55) 『明史』卷七十三・職官志二。

(56) 『洪武』十五年、更置都察院、設監察都御史八人、秩正七品、分監察御史爲浙江・河南・山東・北平・山西・陝西・湖廣・福建・江西・廣東・廣西・四川十二道、各道置御史或五人或三、四人、秩正九品、
洪武十五年といえば、洪武体制が建国期からの脱皮を果たしたのちである。すなわち十二道制は、江南地方だけに重点を置くのではなく全国的に均衡を保つ支配体制を確立する一助として採用されたと言える。

(57) 『奉天靖難事蹟』には、これらの記事は記載されていない。